

華誠の法務ニュースレター

2018年2月 第1号

ハイライト

華誠ニュース

- 華誠は2017年度「中国傑出知的財産権サービスチーム」の称号を獲得

会社商事

- 財政部、国家税務総局が企業境外所得税控除政策を改善

法律動向

- 電子商務法第二審議稿が公開で意見募集 プラットフォーム事業者の義務規範を強化

経営コンプライアンス

- 大気汚染防止法改正法施行後、環境保護部が違法企業に対し初の千万元レベルの罰金通知

独占と競争

- 「不正競争防止法」が施行、虚偽の注文で信用を高めるなどの不正な宣伝行為を処分へ

文化・娯楽

- 映画業界の経営は慎もう：中国ラジオ映画テレビ総局は「映画行政処罰裁量弁法」を公示する予定

紛争解決

- 最高人民法院が司法解釈を公布、夫婦共同債務認定基準を明確に

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers & Parters、Legal500等多数の国際的に認められた法律

評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号 世紀商貿広場 26 階 郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;
(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21)5292-1001;
(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号華ビル D ブック 5C 郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;
(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室 郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



本期目录

華誠ニュース

華誠は 2017 年度「中国傑出知的財産権サービスチーム」の称号を獲得 …… 5

会社商事

財政部、国家税務総局が企業境外所得税控除政策を改善 …… 6

最高人民法院が財産権及び企業家の合法的權益保護の典型的判例を公表 …… 6

上海証券交易所が「上場会社株式協議讓渡業務處理手引」を公布 …… 6

法律動向

電子商務法第二審議稿が公開で意見募集 プラットフォーム事業者の義務規範を強化 …… 7

国家發展改革委員會が「企業境外投資管理弁法」を公布、企業の境外投資を便利に …… 7

国家知識産権局が 2018 年「知的財産権重点支持産業目錄」を公布 …… 7

国家食品藥品監督管理總局が「オンライン飲食サービス食品安全監督管理弁法」を公布 …… 8

国家質量監督檢驗檢疫總局が工業製品製造許可証の「一社一証明」改革を推進 …… 8

国家インターネット情報弁公室が「マイクロブログ情報サービス管理規定」を公布 …… 8

経営コンプライアンス

「環境保護税法實施條例」が環境税の徵收範圍を明確化 …… 9

輸入化粧品の新規則が 3 月 1 日から施行、情報の全過程が追跡可能 …… 9

大氣污染防治法改正法施行後、環境保護部が違法企業に対し初の千萬元レベルの罰金通知 …… 9

「証照分離」の試行地区がレベルアップ版を迎え「証明書削減」を用いて「政策簡素化」を牽引 …… 10

広薬集団による涼茶の一連の訴訟が「初の敗訴」——福建省高級人民法院が一審で全ての訴訟請求を棄却 …… 10

新浪ミニブログに法律違反・規定違反の問題あり、事情聴取で呼ばれ、検索キーワードランキングなどのコラムが是正のために一時停止 …… 10

独占と競争

「不正競争防止法」が施行、虚偽の注文で信用を高めるなどの不正な宣傳行為を処分へ …… 11

アップル社の MFi 認証が独占の疑いで告発される …… 11

今日頭条が百度を提訴、百度が独占的優位性を利用して不正競争を行っているとは主張 …… 12

南京吳良材社に、上海吳良材を侵害し、不正競争に該当するとの判決 …… 12



本期目录

公平競争審査訴訟初の事件：深圳の会社が江西住建庁、造価局を訴えた事件が立件……………12

文化・娯楽

中国のヒップホップ歌手、歌がドラッグと女性への侮辱に係るため「締め出し」に遭う……………13

黄河大合唱のパロディ動画の一部が撤去、冼星海の娘が権利行使のために訴訟提起……………13

中国文化部は一部の機関の規則を廃止、改正……………13

映画業界の経営は慎もう：中国ラジオ映画テレビ総局は「映画行政処罰裁量弁法」を公示する予定……………13

紛争解決

最高人民法院が司法解釈を公布、夫婦共同債務認定基準を明確に……………14

「国民が政府を訴える」とは如何に訴える？ 最高人民法院が司法解釈を公布、「規則」を改めて作った…14

編集者挨拶



MuLe Li

パートナー
CMO

2017年は中国の立法の進展過程において極めて重要な一年であった。この一年を概観すると、立法の作業は数が多く、ボリュームがあり、ペースが速く、民法、刑法、行政訴訟法、不正競争防止法など実体法と手続法の分野で大幅な改正があり、立法の質がますます高まっていることが分かった。2018年の見通しとしては、新法の着実な施行以外に、国家は外資系企業の投資などの分野で更に政策を引き締め、娯楽業、不動産、プライベート・エクイティ・ファンドなどの参入基準を高めたが、「一帯一路(巨大シルクロード経済圏)」政策の提唱を受け、中国企業の海外進出のペースはますます勢いを増すとみられ、投資の機会もますます増えると思われる。一方では、3月15日の消費者権益保護デーの到来により、企業は製品品質、企業の信用、知的財産権保護などの面で容易でない課題に直面しており、海外進出と同時に激しい市場競争の中で不敗の地位に立つためには、企業はコンプライアンス、会社管理、経営戦略などの面を十分に重視する必要がある。

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠は 2017 年度「中国傑出知的財産権サービスチーム」の称号を獲得

年に一度の「中国傑出知的財産権サービスチーム」の選考活動は「中国知識産権」雑誌が主催したものである。今回の選考活動は知的財産権サービスチームの業務範囲及び専門的な特長を出発点として、特定指標ランキングと総合的なインタビューや報道をそれぞれ合わせるという方式を取り、チームの総合能力について全方位型の公平公正な評価、選考を行った。華誠は優れた業務能力、優秀な専門能力、抜群の研究能力及びチーム団結力をもって頭角を表し、当該称号を獲得した。華誠知的財産権サービスチームは今後も引き続き「チームによるサービス、部門によるマネージメント」の運営モデルを実行し、異なる業界のクライアントに詳細な投資策略及び優れた法律サービスを提供していく。



財政部、国家税務総局が企業境外所得税控除政策を改善

最近、財政部、国家税務総局が「企業境外所得税控除政策問題の改善に関する通知」（以下、「通知」という）を公布し、2017年1月1日から施行した。

「通知」では、企業は境外を出所とする同社の課税所得額について、国（地区）別に分けて計算するか、国（地区）別ではなくまとめて計算するかを選択でき、かつ財稅〔2009〕125号文書第8条で規定された税率に基づいて同社の境外所得税の控除可能な税額及び控除可能な定額をそれぞれ計算することができる」と規定している。上記の方式を選択すると、5年間に変更することができない。同時に、「通知」では、企業が境外で取得した株式配当所得について、規定に基づいて当該企業の境外での株式配当所得の控除可能な所得税額及び控除限度額を計算する場合、当該企業が20%以上の株式を直接または間接的に保有する外国企業は、財稅〔2009〕125号文書第6条で規定されている株式所有方式によって確定される税金控除レベル5の外国企業に限られることを明確にしている。

（出所：国家税務総局）

最高人民法院が財産権及び企業家の合法的權益保護の典型的判例を公表

最高人民法院は人民法院が審判の職能や作用を十分に発揮して財産権及び企業家の合法的權益を保護した第一弾の典型的判例7件を公表した。この7件の典型的判例には契約書の履行、知的財産権、行政管理、刑事犯罪、訴訟保全、及び国家賠償という6つのタイプが含まれており、知的財産権の保護の強度を高めること、政府に誠実と信用を旨として約束を守るよう促すこと、行政管理の行為を規範化すること、法に則って保全措置を慎重に用いること、違法の執行行為を正すこと、国家賠償の強度を高めることなど、平等で全面的に財産権を保護し、企業家の人身権、財産権及び経営自主権を保障するという要求をそれぞれ体现している。

（出所：工信部電子知識産権中心）

華誠は会社商事の業務分野で豊富な経験と独特の見解を持っております。最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法人の一つとして、1995年から、華誠は長年にわたり各種の会社商事業務に全面的に携わっており、中国のビジネスの繁栄及び中国のブランドの成長に立ち会い、かつ関与してまいりました。

華誠は上海市涉外コンサルティング機関A類資格の法人として、多くの国際的に有名な知的財産権を専門とするマスコミに非常に注目され、高く評価されている。Chambers and Partners、Asia Pacific等は全て会社商事業務分野で注目に値する中国の法律事務所に華誠をリストアップしています。

上海証券交易所が「上場会社株式協議譲渡業務処理手引」を公布

上場会社株式放出制度を徹底的に実行し、上場会社株式協議譲渡業務を更に規範化するために、上海証券交易所は関連する以前の業務指南に基づき、1月26日に「上海証券交易所による上場会社株式協議譲渡業務処理手引」（以下、「手引」という）を公布して実施した。

本において許可された製品の名称を明記することを明確にしている。「方案」では、企業が許可証の発行、延長、許可範囲の変更などの6種類の許可事項を処理する際は、「一社一証明」の原則に則って併せて申請することができ、「一社一証明」は同レベルの審査批准の権限の製品において実施することを打ち出した。

（出所：国家質量監督檢驗檢疫総局）

法律動向

電子商務法第二審議稿が公開で意見募集 プラットフォーム事業者の義務規範を強化

先般、「中華人民共和国電子商務法（草案の第二審議稿）」（以下、「第二審議稿」という）が中国人大網で公布され、社会に向けて公開で意見募集を行った。意見のフィードバックの締切は11月26日であった。

「第二審議稿」では以下のことを明確にしている。EC事業者は虚偽宣伝、取引の捏造、ユーザーの評価捏造などの方式で消費者の知る権利を侵害してはならない。ECプラットフォームの事業者は商品またはサービスの価格、販売数、信用度の高さなどの多くの方式に基づいて消費者に検索の結果を示すべきである。リスティング広告に表示される商品またはサービスについては、はっきりと「広告」と表示すべきである。このほか、ECプラットフォームの事業者は、サービス協議及び取引規則などの手段で、プラットフォーム内の事業者による取引、取引価格などに不合理な制限を加え、もしくは不合理な取引条件を付加し、またはプラットフォーム内の事業者に不合理な費用を徴収してはならない。（出所：中国人大網）

国家發展改革委員会が「企業境外投資管理弁法」を公布、企業の境外投資を便利に

2017年12月26日、国家發展改革委員会は「企業境外投資管理弁法」（国家發展改革委員会令第11号、以下、「新弁法」という）を公布した。2018年3月1日から全国で施行する。その際に、「外国投資プロジェクトの審査許可及び届出管理弁法」（国家發展改革委員会令第9号、以下は「9号令」という）は同時に廃止となる。

新弁法ではプロジェクト情報の報告制度の取り消しを打ち出しており、地方での初審、伝達報告の一環を取り消し、投資主体が審査、届出手続きを履行する締切時間についての要求を緩和する。企業による境外投資の規範化の面においては、新弁法では、境内企業及び自然人がコントロールする境外企業を通じて展開された境外投資は管理の枠組みに納め、境外投資の監

督管理が手薄な部分については協同監督管理メカニズムを構築し、懲戒措置を改善して境外投資における法律規則違反行為を記録するという3つの改革を打ち出した。サービス企業による境外投資の面においては、新弁法では、投資主体は政策と情報について問い合わせ、状況と問題を反映し、意見と提案を出すことができることと、境外投資管理及びサービス型のインターネットシステムの構築を打ち出した。

（出所：中国金融新聞網）

国家知識産権局が2018年「知的財産権重点支持産業目録」を公布

最近、国家知識産権局が「知的財産権重点支持産業目録（2018年バージョン）」（以下、「目録」という）を公布した。

「目録」では「次世代情報技術産業」「智能製造産業」「新材料産業」「クリーンエネルギー及び生態環境保護産業」「現代交通技術及び装置産業」などの10の重点産業を確定し、62項の分野に細分化し、国家が重点的に発展させること及び知的財産権の支持を早急に要する重点的な産業を明確にしている。その中で、次世代情報技術産業には集積回路、次世代ブロードバンド移動通信ネット、クラウドコンピューティング及びビッグデータ、AI、IoTなどの9つの面が含まれ、クリーンエネルギー及び生態環境保護産業にはスマートグリッド、建築物の省エネ、高効率な資源の循環利用などの9つの面が含まれている。

（出所：国家知識産権局）



法律動向

国家食品薬品監督管理総局が「オンライン飲食サービス食品安全監督管理弁法」を公布

国家食品薬品監督管理総局が最近公布した「インターネット飲食サービス食品安全監督管理弁法」（以下、「弁法」という）が1月1日から施行された。弁法は、オンライン飲食サービスの提供者は実際に経営する店舗を有していなければならない、かつ法に則って食品経営許可証を取得していなければならない、範囲を超えて経営してはならないと規定されている。

オンラインで販売する飲食品は、実店舗で販売する飲食品と品質及び安全を一致させるべきである。県レベル以上の地方食品薬品監督管理部門が摘発した、オンライン飲食サービス提供者が重大な違法行為を行った場合、オンライン飲食サービスの第三者プラットフォームの提供者に知らせ、オンライン飲食サービス提供者へのオンライン取引プラットフォームサービスの提供を即刻停止するよう要求すべきである。

このほか、オンライン飲食サービス第三者プラットフォームの提供者は、食品安全に関する制度を構築し、専門的な食品安全管理メカニズムを設置し、専任の食品安全管理人を配置し、審査登録を行ってオンライン飲食サービス提供者の許可情報を開示し、オンライン料理予約の注文情報をありのままに記録し、オンライン食品サービス提供者の営業行為について抜取調査やモニタリングを行うなどの義務を履行する必要がある。「弁法」はまた、配達員や配達の過程について要求を出し、配達員は個人の衛生を保ち、安全で無害な配達容器を使用し、配達の過程において食品を汚染させないよう保証しなければならないと規定されている。（出所：北大法宝）

国家質量監督検査検疫総局が工業製品製造許可証の「一社一証明」改革を推進

このほど、国家質量監督検査検疫総局が2018年第10号公告を発表し、「工業製品製造許可証の「一社一証明」改革实施方案（以下、「方案」という）」を公布した。

公告では、2018年1月15日から中国全土で工業製品製造許可証の「一社一証明」の改革を実施し、製品の範囲は現在工業製品の製造許可管理を実施している38種類の製品を含むことを明確にしている。

「方案」では、営業許可証を持ついずれの製造企業でも、工業製品製造許可証管理目録に収められている複数の種類の製品を製造することを同時に申請した場合には、審査・許可発行部門は併せて審査を行い、規定の期限に従って決定を出し、かつ工業製品製造許可証を一枚発行し、同時に副本において許可された製品の名称を明記することを明確にしている。「方案」では、企業が許可証の発行、延長、許可範囲の変更などの6種類の許可事項を処理する際は、「一社一証明」の原則に則って併せて申請することができ、「一社一証明」は同レベルの審査批准の権限の製品において実施することを打ち出した。

（出所：国家質量監督検査検疫総局）

国家インターネット情報弁公室が「マイクロブログ情報サービス管理規定」を公布

このほど、国家インターネット情報弁公室が「マイクロブログ情報サービス管理規定」（以下、「規定」という）を公布した。3月20日から施行する。

「規定」は合計18条から構成され、マイクロブログサービス提供者の主体责任、真の身分情報の認証、格付けや分類による管理、流言打消しのメカニズム、業界の自律、社会監督及び行政管理などの内容をカバーしている。「規定」では、マイクロブログサービスの提供者がユーザー登録、情報発布審査、投稿評論管理、応急処置、従業員の教育研修などの制度及び編集長制度を構築、健全化することを要求している。「規定」では、マイクロブログサービス提供者が流言打消しのメカニズムを構築、健全化すべきで、マイクロブログサービス提供者がデマまたは不実な情報を発布して流布させたことを発見した場合、自発的に流言打消しの措置を講じるべきであることを明確にしている。また、「規定」では以下のことを打ち出している。マイクロブログサービス提供者が新技術を応用し、ニュース世論の属性または社会動員能力を備えた応用機能を調整して増設した場合、国家、省、自治区、または直轄市のインターネット情報弁公室に報告して安全評価が行われるべきである。

（出所：国家インターネット情報弁公室）

「環境保護税法実施条例」が環境税の徴収範囲を明確化

「中華人民共和国環境保護税法実施条例」が 2018 年 1 月 1 日から施行された。

新しい実施条例は、環境保護税法の枠組の中で税金徴収管理などの面に関する規定を細分化した。一、「環境保護税税目税額表」に記載されているその他の固体廃棄物の具体的な範囲を明確にした。二、「法によって設立された都市農村污水集中処理の場所」の範囲を明確にした。三、大規模養殖による環境保護税の納付に関する問題を明確にし、法によって家畜養殖の廃棄物についての総合的な利用及び無害化処理を行う場合は直接環境に汚染物を排出することに属さず、環境保護税を納付しないと規定した。これと同時に、新しい実施条例は税務機関及び環境保護の主管部門の税金徴収管理における職責及び情報の相互送付の範囲を更に明確にした。

(出所: 人民日報海外版)

輸入化粧品の新規則が 3 月 1 日から施行、情報の全過程が追跡可能

「輸入化粧品の境内荷受人による届出、輸入記録及び販売記録に関する管理規定」(質検総局 2016 年第 77 号公告) が 3 月 1 日から施行された。当該規定では輸入化粧品の境内荷受人による届出、輸入記録及び販売記録についての詳しい規定がなされており、中国の輸入化粧品についても輸入食品と同じく情報の全過程に対する追跡を実現することを示している。

「規定」によると、輸入化粧品の境内荷受人は工商登録登記の所在地にある検査検疫機関に届出を申請しなければならない。届出の内容には工商営業許可証、企業質量安全管理制度などが含まれる。同時に、完全な化粧品輸入及び販売記録の制度を構築しなければならない。そのうち、輸入記録には化粧品の名称、ブランド、規格、数量・重量、商品価値、製造番号及び使用期限または製造日及び品質保証期間、原産地、貿易相手国または地域、製造加工企業の名称及び情報記録

番号などの内容が含まれる。販売記録には輸入化粧品の名称、規格、数量・重量、商品価値、製造番号及び使用期限、または製造日及び品質保証期間、販売日などの情報が含まれ、回収記録には回収原因、自主検査分析、応急処理の方式、後続の改善措置などの情報が含まれる。(出所: 新華網)

大気汚染防止法改正法施行後、環境保護部が違法企業に対し初の千万元レベルの罰金通知

環境保護部は 2018 年 1 月 9 日に山東凱馬汽車製造有限公司と山東唐駿欧鈴汽車製造有限公司が大気汚染防止制度に違反した件に対する行政処分決定を発表し、2 社はそれぞれ人民元 31,742,102.89 元、7,036,317.64 元の罰金を科された。環境保護部は各クラスの環境保護部門に対し、改正後の「大気汚染防止法」を全面的に徹底し、基準を超えた自動車の製造行為及び汚染制御装置についてのごまかし行為に厳罰を与えることを要求した。両事件は中国共産党の第 19 回大会後に環境保護部による初の処分事件として、デモンストレーション効果があり、同類の環境違法行為に対し強力な抑止力となる。

環境保護部は、凱馬社が汚染制御装置についてごまかし、粗悪な品を良い品とし、排出検査に合格した製品と偽って出荷して販売した違法行為について、生産停止して整頓するよう凱馬社に命じ、違法利得を没収し、かつ商品価額の 2 倍の罰金を科し、各項の罰金及び没収額は合計人民元 31,742,102.89 元となった。

環境保護部は汚染物排出基準を超過する自動車を製造するという違法行為を是正するよう唐駿欧鈴社に命じ、違法利得を没収し、かつ商品価額の 2 倍の罰金を科し、罰金及び没収額は合計人民元 7,036,317.64 元となった。田為勇は、環境保護部が前記 2 件の典型的な環境保護違法事件に直接行政処分を与え、自動車製造企業 2 社に数千万元に上る巨額の罰金を科すのは、汚染物質の違法排出に対する環境保護部の「零容認」(絶対容認しない)態度をはっきりと示したことだと指摘した。(出所: 法制日報)

経営コンプライアンス

「証照分離」の試行地区がレベルアップ版を迎え「証明書削減」を用いて「政策簡素化」を牽引

最近開かれた国务院常务会议にて、前期、既に116項の審査批准事項について「証照分離（営業許可証と経営許可証の分離）」改革の試行を展開し、全国の各自由貿易試験区に普及させたことを基礎として、上海市が浦東新区で商事制度、医療、投資、建設工事、交通運輸、ビジネス、農業、品質技術監督、文化、観光などの10分野で47の審査批准事項について更に改革の試行を行い、「照後減証（営業許可証を受け取った後、経営許可証は不要となる）」を推し進めることを打ち出した。

「照後減証」政策を推し進めた後、まず、製品の品質、安全及び産業政策に関わらない生産許可前提条件を一律に取り消す。次に、民営型医療機関の乙類大型医療用設備配置許可証の発給などの審査批准を取り消し、民営型の営利性医療機関のベッド数について徐々に自主決定を行う。港湾の経営許可、建設工事設計主体資質許可、外商投資建築業企業資質許可などの16の審査批准については、告知承諾制の施行に変更する。国際船舶運輸業務、印刷経営許可などの審査批准条件を簡素化する。薬品、医療機器の参入許可の周期を縮める。内資や外資による質屋企業の設立、監督については、一致した管理を行う。（出所：新華網）

広葉集団による涼茶の一連の訴訟が「初の敗訴」——福建省高級人民法院が一審で全ての訴訟請求を棄却

「商標争奪」、「広告用語大戦」から「赤い缶にまつわる争論」に至るまで、広葉集団と加多宝は商標及び包装をめぐる長年にわたって争ってきた。以前の二回の争いにおいては、加多宝がいずれも敗訴し、19連敗となった。しかし、広葉集団が最近、福建省高級人民法院による広葉集団と福建加多宝飲料有限公司（以下、「福建加多宝」という）の「著名商品が有する特別な包装、装飾の無断使用紛争事件」に関する一審判決書を受け取ったところ、広葉集団の全ての訴訟請求が棄却されていた。

当該訴訟は更に2015年に遡る必要がある。同年の6月、広葉集団は福建省高級人民法院において福建加多宝に対する訴訟を提起し、福建加多宝が広葉集団の「王老吉」涼茶が有する特別な包装、装飾と

同一または類似の包装、装飾の使用を直ちに停止し、かつ係争製品の生産、販売を停止し、係争製品の全ての在庫の廃棄を命じる判決下すよう求めた。

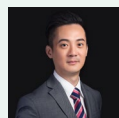
これは、最高人民法院が判決を下した後で広葉集団が迎えた初の敗訴でもあり、王老吉、加多宝の一連の訴訟における広葉集団の初の敗訴であることも意味する。（出所：毎日経済ニュース）

新浪ミニブログに法律違反・規定違反の問題あり、事情聴取で呼ばれ、検索キーワードランキングなどのコラムが是正のために一時停止

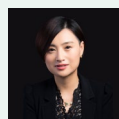
中国国家インターネット情報弁公室は、新浪ミニブログが、ユーザーの投稿した法律違反・規定違反の情報について審査義務を果たさず、指向性に誤りがある、低俗で卑猥、民族差別があるなど、法律違反・規定違反の有害情報を継続して配布し、煽るという重大な問題に対して、事情聴取のために同企業の責任者を面談に呼び、即刻自己検査をして是正し、全面的かつ深くまで整頓・改善するよう命じるよう北京市インターネット安全・情報化指導小組弁公室に指導した。

新浪ミニブログの責任者は、インターネット安全・情報化指導機関による管理の要求を厳に徹底し、際立った問題のある検索キーワードランキング、ホットな話題のランキング、ミニブログ質問回答機能、人気ミニブログランキングのタレントとセンチメントのコンテンツ、プラザトップ記事のセンチメントのコンテンツを、一週間一時停止し、整頓・改善すると述べた。（出所：新華網）

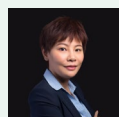
中国においての経営コンプライアンスに関する更なる法律情報をお知りになりたい場合や、経営コンプライアンスについてどんなご質問をお持ちの場合でも、どうぞ華誠にご連絡ください。多くの華誠のコンプライアンス担当弁護士が法律コンサルティングサービスを誠心誠意ご提供させていただきます。



銭軍亮
パートナー所長, 弁護士
E-mail: Frank.qian@watsonband.com



吳月琴
パートナー, 弁護士
E-mail: Cathy.wu@watsonband.com



高澤
パートナー, 弁護士
Email: Ze.gao@watsonband.com

独占と競争

華誠は、知的財産権、不正競争防止の分野での豊富な理論の基礎及び実務経験を以って、独占禁止の法律の動向を徹底的に把握することができます。また、相応の行政機関及び司法機関との密接な協力及び積極的なコミュニケーションにより、クライアントが合理的に独占禁止の法律制度を活用する助けとなり、独占及び不正競争の行為が発生するリスクを効果的に低減させ、法律問題が生じたり、又は法的処分に当たった場合には解決方法を速やかに提供し、事業者又は競合他社から独占行為又は不正競争行為を被ったときには、ご自身の合法的權益を十分に守ることにご協力いたします。

「不正競争防止法」が施行、虚偽の注文中で信用を高めるなどの不正な宣伝行為を処分へ

中国新「不正競争防止法」（中国語：「反不正当竞争法」）では現行法第9条の虚偽宣伝の条項を改正し、虚偽宣伝の具体的な内容を細分化した。即ち、今後は、事業者が自社の製品について虚偽宣伝を行う以外に、他人を幫助して虚偽の注文をしたり、サクラとして批評を書き込んだり、悪い評価を削除したり、架空注文をするなどの行為も取り締まりを受け、インターネットのサクラ、悪評投稿のプロなどの不法事業者が処罰を受けるということである。

技術的手段を利用してインターネット分野で不正競争を実施する行為に対する規制が加えられたことは、まさに今回の「不正競争防止法」改正の注目点の一つである。その中には、「他の事業者の同意を得ずに、その事業者が合法的に提供したインターネット商品又はサービスにリンクを挿入し、指定したリンク先に強制的にジャンプさせる」など、他の事業者が合法的に提供したインターネット商品又はサービスの正常な運営を妨害、破壊する行為も含まれている。

また、新「不正競争防止法」では関連の法律制度との関係を整理して明確にし、法律規定の整合性を保っており、かつ複数の法律法規と効果的に関連づけている。

一、「商標法」と関連づけており、商標権侵害に関わる規定を削除し、「商標法」第58条に定められ

ている、他人の登録商標、登録されていない著名商標を企業名称における屋号として使用し、公衆を誤解させ、不正競争行為を構成している情状についての規制条項を加えた。二、「広告法」との関係を整理して明確にし、事業者が新「不正競争防止法」第8条に違反して虚偽宣伝を行い、虚偽広告の発布に該当した場合、「広告法」の規定に基づいて処罰を与える。三、公共企業の競争制限、行政の独占、コストより低い価格での販売に関する規定を削除し、「独占禁止法」との区分をはっきりと区別することを実現した。（出所：新華網）

アップル社の MFi 認証が独占の疑いで告発される

2018年1月8日、広東品勝電子股份有限公司（以下、「品勝社」という）は、アメリカのアップル社及びその関連会社である苹果電腦貿易（上海）有限公司、苹果電子産品商貿（北京）有限公司が中国の独占禁止法の関連条項に違反したと称して、中国国家工商行政管理総局独占禁止法及び不正競争防止法執行局と、国家發展改革委員会価格監督検査及び独占禁止局に告発した。

品勝社は、アップル社は MFi 認証の過程において MFi 認証及び関連認証について費用を徴収し、チップやデータ線の営業利益から配当をもらい、アップル社が一方的に MFi 認証を取り消せるという条項を設け、MFi 認証を得たデータ線のメーカーはアップル社が指定するメーカーのみからチップやコネクタを購入することができるという制限を設け、MFi 認証の基準は公開せず、アップル社が正当な理由なしに品勝社に MFi 認証を与えることを拒否するなどの行為は独占に係ると指摘した。

品勝社の弁護士である蒋利璋は、「中国の独占禁止法の規定に基づき、市場で支配的地位を有する事業者が不公平な高価で商品を販売し、又は不公平な低価で商品を購入すること、正当な理由なしに、取引相手が当該事業者とのみ取引を行うことができるよう制限し、又は当該事業者が指定した事業者とのみ取引を行うことができるよう制限することを禁止する。また、アップル社がチップの販売価格を固定するのは、独占禁止法における『事業者と取引相手が第三者への商品再販売価格を固定するという合意を結ぶことを禁止する』という縦型の独占協議に属する」と述べた。

（出所：法治週末）

今日头条が百度を提訴、百度が独占的優位性を利用して不正競争を行っていると主張

先頃、今日头条社は、自身が百度社を訴える予定であり、百度社が独占的優位性を利用して行った「不正競争」の行為がその理由であると声明を発表した。今日头条社は、ユーザーから通報を受け、百度で「今日头条」の関連内容を検索したところ、順位第一位に表示された検索結果は、非正規の原稿提供者（百度社傘下のセルフメディアプラットフォームである「百家号」）が2017年12月中旬に発表した「古いニュース」（今日头条社が是正を命じられた内容の文章）であった。順位第二位に表示された検索結果は、「今日头条公式サイト」であるが、赤字で、「注意：同ページはサービスが安定していないため正常にアクセスできない可能性がある」という警戒情報が表記されていると述べた。

百度社側は次のように応答した。百度のオーガニック検索の結果の順位は、ユーザーのニーズ、関連性、時効性、ユーザーのクリック行為など一連の要素に関連がある。今回今日头条社側から「古いニュース」と指摘されたその検索結果は、今日头条社が最近その内容の低俗さにより関連機関に処分され、是正を命じられたという社会的ホットトピックと密接な関係がある。また、今日头条社側が公開した、百度で「今日头条」を検索した結果の画像は、故意にウェブページを下にスクロールして「今日头条」ブランドを専門に表示する部分を隠しているもので、隠された部分は検索結果で一番最初に表示された画面のほぼ全部の面積を占めており、今日头条社の商品を検索してダウンロードするユーザーの要求を満たすことは完全に可能である。

（出所：独占禁止実務論評）

南京呉良材社に、上海呉良材を侵害し、不正競争に該当するとの判決

「呉良材」メガネは有名な由緒ある屋号である。上海知識産権法院（知的財産権裁判所）は先頃「呉良材」商標権侵害及び不正競争紛争事件を結審した。

わかっているところでは、上海三聯（集団）有限公司、上海三聯（集団）有限公司呉良材眼鏡会社が「呉良材」登録商標の専用権を共有している。調査を経て、南京呉良材社は南京市内で「呉良材」の屋号を使用して登録した店舗を複数設けており、南京呉良材社及び支社、授權・許諾を得た加盟業者は登録及び経営で「呉良材」の文字を使用しており、尚且つ、「南京呉良材社は上海呉良材社が設立した南京支社から発展してきたもの」、「百年の老舗」などと称しているのを発見した。三聯（集団）、上海呉良材社は当該行為は同社の登録商用専用権への侵害及び不正競争に該当すると認識したため裁判所に提訴し、権利侵害を停止し、かつ損失及び合理的費用として人民元300万元を賠償するよう命じる判決を下すよう裁判所に求めた。一審裁判所と二審裁判所はいずれも原告の訴訟請求を認めた。

（出所：新華網）

公平競争審査訴訟初の事件：深圳の会社が江西住建庁、造価局を訴えた事件が立件

中国初の公平競争審査訴訟が1月25日に江西省南昌市鐵路運輸法院にて正式に受理され、立件された。深圳市斯維爾科技股份有限公司（以下、「斯維爾社」という）が江西省住房・城郷建設庁（以下、「住建庁」という）、江西省建設工程造価管理局（以下、「造価局」という）に対し、建設工事原価管理ソフトウェアの測定・評価を理由に行政権力を濫用して江西省建設工事原価管理ソフトウェアの市場参入許可に形を変えた障碍を設け、公平競争審査の法定手続を履行せず、斯維爾社の公平な競争の権利に損害を与えたという嫌疑により、訴えを起こした。

わかっているところでは、これは中国國務院が「市場システム構築における公平競争審査制度の確立に関する意見」（業界では34号文書という）を公布した後の、行政機関が公平競争審査の趣旨に背いたことにより訴えられた初の事例となった。

（出所：The Paper）

中国のヒップホップ歌手、歌がドラッグと女性への侮辱に係るため「締め出し」に遭う

先頃、複数のネットユーザーが中国共産主義青年団中央に、「クリスマス・イブ」という曲が薬物を試すよう青少年を教唆しているほか、女性を侮辱する歌詞が何箇所もあることを告発した。中国共産主義青年団中央は、有名人はインターネットでより積極的に公共の模範を示し、青年を正しく導くべきであると述べた。同作品のボーカルである PGONE は現在ある「不倫」スキャンダルに巻き込まれている。同人の音楽作品は既に中国の各音楽プラットフォームから撤去され、尚且つ、同歌手に関連のある公演、コマーシャル及び動画もある程度削除された。

(出所: 搜狐ニュース)

黄河大合唱のパロディ動画の一部が撤去、冼星海の娘が権利行使のために訴訟提起

ここ数年、「黄河大合唱」を元ネタとし、改編されて、「パロディ版」の文言を題名につけられた動画が、会社の忘年会、大学のパーティー、ひいてはバラエティー番組などでも見られるようになり、インターネットでも流布されており、注目が集まっている。先頃、「黄河大合唱」の作曲者冼星海の娘である冼妮娜が、インターネットで公開発言し、前記のパロディ行為に不満を表し、かつそのうちの権利侵害の疑いがある部分に対して訴訟を提起すると称した。これに対する反応として、そのうちの一部の関連ある動画は既に削除されたが、依然として大量の動画がインターネットで流布されている。

経典的作品のパロディを行うことは、民事上の法律違反及び行政上の法律違反になる可能性がある。そのうち、経典的文芸作品を歪曲、改変したパロディ制作者の行為は、作品の同一性保持権を侵害するものであり、無断改変されたこれらの作品を演じて、かつインターネットで流布したのは、作品の上演権及び情報ネットワーク伝達権を侵害するものであるため、制作者は経済的な民事賠償及び謝罪などを含む民事責任を負わなければならない。また、動画配信プラットフォームとしては、管理者が権利侵害の作品であることを明らかに知りながら、依然として削除、ブロックなどの措置を採らなかった場合には、同様に相応の権利侵害の責任を負わなければならない。

中国文化部は一部の機関の規則を廃止、改正

先頃、中国文化部は「商業性公演管理条例実施細則」、「オンラインゲーム管理暫定弁法」など5つの文化機関の規則を改正した。改正後の「規則」では、商業性のインターネット文化活動に従事することを申請するには、「確定したドメインがある」など5つの条件を満たさなければならないことを明確にしている。各文化行政機関は申請受理日から20日以内に承認可否の決定を出すものとし、承認した場合には、審査を行って「インターネット文化経営許可証」を発行し、社会に公告する。承認しない場合には、書面にて申請者に通知し、理由を説明するものとする。「インターネット文化経営許可証」の有効期間は3年である。

(出所: 文化部)

映画業界の経営は慎もう：中国ラジオ映画テレビ総局は「映画行政処罰裁量弁法」を公示する予定

先頃、中国国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局は「映画行政処罰裁量弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を作成し、社会に向けて意見を公募しており、締切日は2月22日までとなった。

「意見募集稿」は合計5章29条からなり、裁量の原則及び手続、裁量基準などの内容が盛り込まれている。「意見募集稿」は、「違法行為に触れる映画には映画産業促進法第16条で定められている内容が含まれる」など9つの情状のいずれかに該当する場合、法に基づいて厳罰を科すべきであることを明確にしている。「意見募集稿」では、映画主管部門が製作停止・営業停止、経営許可証又は営業許可証の取消し、比較的大きい金額の罰金などの行政処罰の決定を出す前に、当事者が聴聞を要求する権利を法に則り保障すべきであると指摘している。「意見募集稿」によると、映画配給企業、映画館などに虚偽の取引を作ったり、販売収入を偽って報告したり隠したりするなどの行為があり、違法利得が50万元以上である場合、最高で違法利得の3倍以上5倍以下の罰金を科することができる。

(出所: 国務院法制弁公室)

最高人民法院が司法解釈を公布、夫婦共同債務認定基準を明確に

先頃、中国最高人民法院は「夫婦の債務に係る紛争事件の審理における法律適用の関連問題に関する解釈」（以下、「解釈」という）を公布し、2018年1月18日から施行した。

「解釈」では、夫婦双方が共同で署名した、又は夫婦の他方が事後に追認したなど共同の意思表示で負った債務は、夫婦の共同債務と認定すべきであることが打ち出された。「解釈」には、夫婦の一方が婚姻関係の存続期間内に、個人名義で家庭の日常生活の需要を満たすために負った債務については、債権者が夫婦の共同債務であることを理由に権利を主張した場合、人民法院は支持すべきであると定めている。「解釈」は、夫婦の一方が婚姻関係の存続期間内に、個人名義で家庭の日常生活の需要を超えて負った債務について、債権者が夫婦の共同債務であることを理由に権利を主張した場合、人民法院は支持しないが、ただし、債権者が当該債務が夫婦の共同生活、共同の生産経営に用いられた、又は夫婦双方の共同の意思表示に基づくものであることを証明できた場合は、その限りではないことを明確にしている。

（出所：最高人民法院）

「国民が政府を訴える」とは如何に訴える？ 最高人民法院が司法解釈を公布、「規則」を改めて作った

中国最高人民法院は2月7日に「最高人民法院による『中華人民共和国行政訴訟法』の適用に関する解釈」（以下、「行訴解釈」という）を正式に公布し、「国民が政府を訴える」事件の規範を更に統一し、明確化、細分化した。「行訴解釈」は主に、告発者が原告となる資格、債権者が原告となる資格、非営利法人が原告主体となる資格、家主が共有利益に係わる原告主体となる資格という4つの面から原告の訴訟主体となる資格を明確にした。

しかし、投書・陳情受理機関の処理行為を提訴することはできない。改正後の行政訴訟法では、行政訴訟で受理可能な事件の範囲の境が明確にされており、即ち、公民、法人又はその他の組織が行政機関及び行政機関の職員の行政行為がその適法な權益を侵害したと認識した場合、人民法院に訴訟を提起する権利を有する。また、重大な公共の利益に係わる事件では、提訴対象となった行政機関の責任者が出廷して応訴しなければならない。

（出所：新華網）

信頼できる紛争解決達人 — 華誠法律事務所

